

平成24年4月19日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ネ)第3523号理事会決議取消等請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成23年(ワ)第1085号)

口頭弁論終結日 平成24年2月28日

判 決

大阪府四条畷市美田町19番26号

控訴人（原告） 村 田 明 敏

大阪市中央区瓦町1丁目7番7号ランズ瓦町ビルディング4階

被控訴人（被告） 大 阪 府 行 政 書 士 会

同 代 表 者 会 長 北 山 孝 次

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 井 上 二 郎

同 井 上 健 策

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 平成18年11月14日に開催された被控訴人の理事会における「懲戒処分等の情報の公表に関する規則」（以下「本件公表規則」という。）を成立させるとの決議を取り消す。
- 3 被控訴人は、平成19年8月30日付けの控訴人に対する廃業勧告及び無期限の会員の権利の停止の処分（以下「本件処分」という。）を取り消せ。
- 4 被控訴人は、本件公表規則に基づいて行った、本件処分をインターネット上へ公表する処分を取り消せ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人に所属する行政書士である控訴人が、被控訴人の会費を滞納したことから、廃業勧告及び無期限の会員の権利の停止処分（本件処分）を受け、また、被控訴人が本件処分を本件公表規則に基づいてインターネット上の被控訴人のホームページに掲載したことから、被控訴人に対し、本件公表規則を成立させた被控訴人理事会の決議、本件処分及びインターネット上で本件処分を公表した処分の各取消しを求めている事案である。
- 2 原審は、本件請求はいずれも形成の訴えに当たると解されるところ、その形成要件や手続を定める実体法規が存在しないとして、訴えをいずれも却下したので、これを不服とする控訴人が控訴した。
- 3 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記4において当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2. 事案の概要」の「1 前提事実」及び「2 争点に対する当事者の主張」（原判決2頁5行目から6頁9行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 4 当審における控訴人の補充主張
 - (1) 本件公表規則が平成23年8月に変更され、公表期間が5年になったとしても、公表の終期が改正されただけでは、旧規則による違法処分の同一性は維持されているので、控訴人が理事会決議の取消しを求める訴えの利益があるといわざるを得ない。
 - (2) 本件公表規則は連合会公表規則より厳しい内容となっているところ、それは連合会に各行政書士会に対する監督権限がないためであるが、そうであるなら、懲戒処分に関する規則は会員の身分・業務・自由に甚だしい影響を及ぼすものであるから、少なくとも本件公表規則は、被控訴人の総会に諮って会員の賛成多数で可決し大阪府知事の監督の下に置かれる必要がある。理事会のみで定められた本件公表規則は、その成立手続に瑕疵があって違法無効である。

- (3) 被控訴人は行政書士法で定められた団体であるから、その理事会の決議無効は会社法の準用によって認められるべきである。理事会の意思決定の取消要件や無効要件について、法律にも被控訴人の会則・規則にも規定がないことを理由に違法を是正する手段がないとすることは、何も定めないことが執行部の安泰をはかる最善の形態であることになって不当である。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の本件訴えはいずれも不適法であるから却下すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2において当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」の1及び2（原判決6頁11行目から12頁5行目まで）に認定・説示するとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決9頁23行目の「原告のように、」を削除する。

(2) 原判決9頁26行目から10頁1行目にかけての「限られてしまう。ところが、」を「限られてしまうところ、公表期間に関する上記の規定では、」と改める。

(3) 原判決10頁13行目の「そうすると」から16行目末尾までを次の文章に改める。

「そうすると、たとえ、懲戒処分の公表により当該会員に依頼しようとする者の不利益を未然に防ぐということに意義があることが認められるとしても、本件公表規則中の公表期間に係る部分を成立させた本件決議は、不合理であるとの誹りを免れない。」

(4) 原判決10頁19行目の「その結果」から25行目末尾までを次の文章に改める。

「その結果、控訴人における本件公表の終期も、平成24年8月30日までに限定されることとなって、前記の不合理は解消されている。したがって、現在、被控訴人ホームページ上に控訴人の氏名が公表されていることが違法

であるということはず、控訴人には、改正前の公表規則を定めた本件決議の無効や当時の公表規則に基づく本件公表の無効を確認する利益があるとはいえない。」

(5) 原判決11頁21行目の「退会したり、」を「退会させたり、」と改める。

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 控訴人は、本件公表規則が平成23年8月に変更され、公表期間が5年になったとしても、公表の終期が改正されただけでは、旧規則による違法処分の同一性は維持されているので、控訴人が理事会決議の取消しを求める訴えの利益があるといわざるを得ないと主張する。

しかしながら、本件公表規則の違法性は公表期間の不合理性にあったところ、上記改正によってその不合理性は是正されており、控訴人に関する公表期間にも改正後の規則が適用されているのであるから、控訴人において、過去において違法であったことを根拠に、改正前の規則を定めた理事会決議の無効を求めるべき法律上の利益はないというべきである。

(2) 控訴人は、懲戒処分に関する規則は会員の身分・業務・自由に甚だしい影響を及ぼすものであるから、少なくとも本件公表規則は、被控訴人の総会に諮って、会員の賛成多数で可決し大阪府知事の監督の下に置かれる必要がある、理事会のみで決められた本件公表規則はその成立手続に瑕疵があって違法無効であると主張する。

しかしながら、総会決議事項は、被控訴人の会則(乙1)28条で列挙されているところ、処分の公表に関する事項は同条に挙げられておらず、逆に、会則47条の2において、処分を受けた者については別に定める規則により当該会員名等を公表すると規定されており、会則22条において規則の制定及び改廃は理事会の決議事項であると規定されている。また、実質的にみても、本件公表規則は処分そのものを定めるものではないから、会員に対して、処分を定めるほどの影響を与えるものでもない。

したがって、控訴人の主張は失当である。

- (3) 控訴人は、被控訴人は法で定められた団体であるから、その理事会の決議無効は会社法の準用によって認められるべきであると主張する。しかし、行政書士会は、行政書士法15条3項で法人とする旨定められているところ、同条4項では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のうち4条（住所）及び78条（代表者の損害賠償責任）のみを準用すると規定しており、一般社団法人や一般財団法人に関する法制度すらほとんど準用していない。いわんや営利法人である会社に関する法律を、行政書士会に準用すべき理由は存しないといわなければならない。また、行政書士法は、行政書士会の組織として理事会が存在しなければならない旨を定めていないので、被控訴人の理事会は法が規定する組織ではなく、被控訴人の会則にその存在根拠を有する組織に過ぎないから、そのような組織の決議の取消権が法的に予定されていなければならないと考えることもできない。

3 結論

以上によれば、控訴人の本件訴えはいずれも不適法であるからこれを却下すべきである。

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

坂 本 倫 城

裁判官

西 垣 昭 利

裁判官

森 木 田 邦 裕

① ② ③ ④ ⑤
⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮
⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳
㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕
㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚
㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟
㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵
㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

これは正本である。

平成 24 年 4 月 19 日

大阪高等裁判所第 5 民事部

裁判所書記官 蒔 田 豊 人

